

公的年金受給者に関する分析

－遺族年金の受給状況－

厚生労働省年金局数理課

遺族年金の支給状況

< 遺族基礎年金 > 支給総額: 約887億円

	受給権者数 (人)	受給者数 (人)	受給者・平均年金月額 子の加算額を含む (円)
夫	13,030	12,885	92,489
妻	63,805	63,639	91,532
子	133,876	6,907	54,811
計	210,711	83,431	88,640

< 遺族厚生年金 > 支給総額: 約5.6兆円(1号厚年のみ)

	受給権者数 (人)	受給者数 (人)	受給者・平均年金月額 遺族基礎年金を含む (円)
夫	150,845	90,129	17,712
妻	5,670,015	5,486,941	84,594
子	98,475	23,212	72,271
その他	81,608	51,713	26,641
計	6,000,943	5,651,995	82,947

(資料)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和2年度)

(注)子の遺族基礎年金額が低いのは、一人の死亡した被保険者に対し、受給者となる子の人数が複数いる場合があるためである。

(参考) 加給・加算の状況

		受給者数	支給総額(年額)	(参考) 単価
老 齡	配偶者加給(厚生年金)	96.0万人	3,743億円	224,900円 + 特別加算, 特別加算: 33,200円 ~ 166,000円 (生年月日によって異なる)
	子加給(厚生年金) (注2)	2.5万人	69億円	第1子・第2子: 224,900円 第3子以降: 75,000円
	うち第3子以降分	0.1万人	0.7億円	
	振替加算(基礎年金)	713.7万人	8,216億円	224,900円 ~ 15,068円(昭和41年4月1日 以前生まれの者に対し、生年月日に応じて支給)
障 害	配偶者加給(厚生年金)	7.7万人	173億円	224,900円
	子の加算(基礎年金) (注2)	9.1万人	298億円	第1子・第2子: 224,900円 第3子以降: 75,000円
	うち第3子以降分	1.0万人	9.3億円	
遺 族	中高齢寡婦加算(厚生年金)	29.6万人	1,734億円	586,300円
	経過的寡婦加算(厚生年金)	341.3万人	11,269億円	586,300円 ~ 19,567円(昭和31年4月1日 以前生まれの者に対し、生年月日に応じて支給)
	子の加算(基礎年金) (注2)	7.9万人	247億円	第1子・第2子: 224,900円 第3子以降: 75,000円
	うち第3子以降分	0.7万人	5.6億円	

(注1) 旧法分及び共済分を除く。

(注2) 「子加給」及び「子の加算」の受給者数の欄には、子加給及び子の加算が支給されている受給者の人数を計上している。

なお、遺族基礎年金において、子が1人であり、子が遺族基礎年金を受給する場合は、子の加算は支給されないため、計上していない。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

遺族年金の制度別・年齢階級別 構成割合

- 制度別に遺族年金受給者の年齢階級別構成割合をみると、「遺族厚生年金のみ」では60歳以上の受給者が全体の9割以上を占めている。
- 一方、遺族基礎年金は18歳未満の子(障害等級1級または2級に該当する子については20歳未満)を扶養する遺族に支給されるものであり、「遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方」及び「遺族基礎年金のみ」では、40～49歳の受給者が全体の半数以上を占めている。

(単位:%)

		遺族年金受給者の現在の年齢							平均年齢 (歳)
	計	～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90～	
計	100.0	0.2	1.1	3.2	9.8	29.7	39.7	16.3	79.7
遺族厚生年金のみ	100.0	0.0	0.3	2.8	9.9	30.1	40.3	16.5	80.2
遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方	100.0	13.0	51.7	33.2	1.9	0.2	0.1	0.0	46.9
遺族基礎年金のみ	100.0	13.9	53.5	31.5	1.1	0.1	0.0	0.0	46.5

(注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注2) 受給者には子及び孫は含まれていない。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

遺族年金の制度別・受給権発生時の年齢階級別 構成割合

- 制度別に遺族年金受給者の受給権発生時の構成割合をみると、「遺族厚生年金のみ」では60～79歳が全体の6割を占めている。
- 一方、遺族基礎年金は、「遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方」及び「遺族基礎年金のみ」では50歳未満が9割弱を占めている。

(単位：%)

		遺族年金受給者の受給権発生時年齢								
	計	～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～	平均年齢 (歳)	
計	100.0	1.9	5.8	15.0	27.5	32.1	16.5	1.2	68.1	
遺族厚生年金のみ	100.0	1.3	5.2	15.0	27.9	32.6	16.7	1.2	68.5	
遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方	100.0	42.6	45.3	11.2	0.7	0.2	0.0	0.0	40.9	
遺族基礎年金のみ	100.0	40.6	47.7	11.4	0.3	0.0	0.0	0.0	41.0	

60.5%

87.9%

88.3%

(注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注2) 受給者には子及び孫は含まれていない。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

遺族年金の制度別・続柄別 受給者数及び構成割合

- 遺族年金受給者の続柄をみると、全体で夫1.9%、妻96.7%、子0.5%、その他0.9%と、**ほとんどが妻**となっている。

遺族年金受給者数

(単位:万人)

	計	夫	妻	子	その他
計	533.4	10.1	515.8	2.4	5.1
遺族厚生年金のみ	525.1	8.8	509.5	1.7	5.1
遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方	5.3	0.1	4.9	0.3	0
遺族基礎年金のみ	3.0	1.2	1.4	0.4	0

構成割合

(単位:%)

	計	夫	妻	子	その他
計	100.0	1.9	96.7	0.5	0.9
遺族厚生年金のみ	100.0	1.7	97.0	0.3	1.0
遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方	100.0	1.6	92.2	6.2	0
遺族基礎年金のみ	100.0	40.1	48.0	11.9	0

(注) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

遺族年金の続柄別・年齢階級別 受給者数及び構成割合

- 遺族基礎年金を受給している者について続柄別にみると、夫・妻ともに40歳台の者が全体の約半数を占めている。
- 遺族厚生年金のみを受給している者について続柄別にみると、夫・妻ともに65歳以上の者が全体の約9割を占めている。

< (1) 遺族基礎年金受給者 >

年齢 (歳)	夫		妻	
	人数 (万人)	割合 (%)	人数 (万人)	割合 (%)
計	1.3	100%	6.4	100%
～39	0.2	11.9%	0.9	13.6%
40～49	0.6	48.2%	3.4	53.1%
50～59	0.5	35.0%	2.0	32.1%
60～	0.1	4.8%	0.1	1.2%

< (2) 遺族厚生年金のみ受給者 >

年齢 (歳)	夫		妻	
	人数 (万人)	割合 (%)	人数 (万人)	割合 (%)
計	8.8	100%	509.5	100%
～39	-	-	0.1	0.0%
40～49	-	-	1.8	0.4%
50～59	-	-	14.6	2.9%
60～64	1.0	11.2%	17.6	3.5%
65～74	1.9	22.0%	100.8	19.8%
75～	5.9	66.7%	374.6	73.5%

(注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

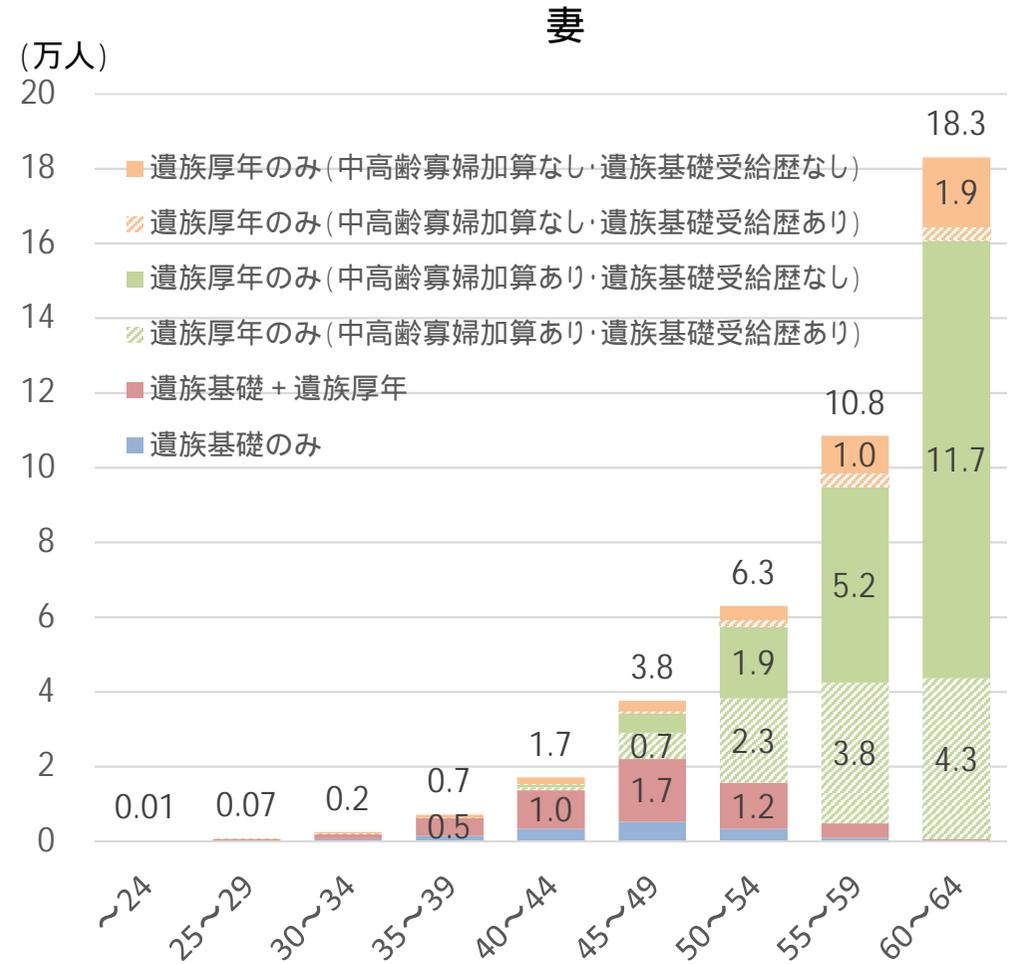
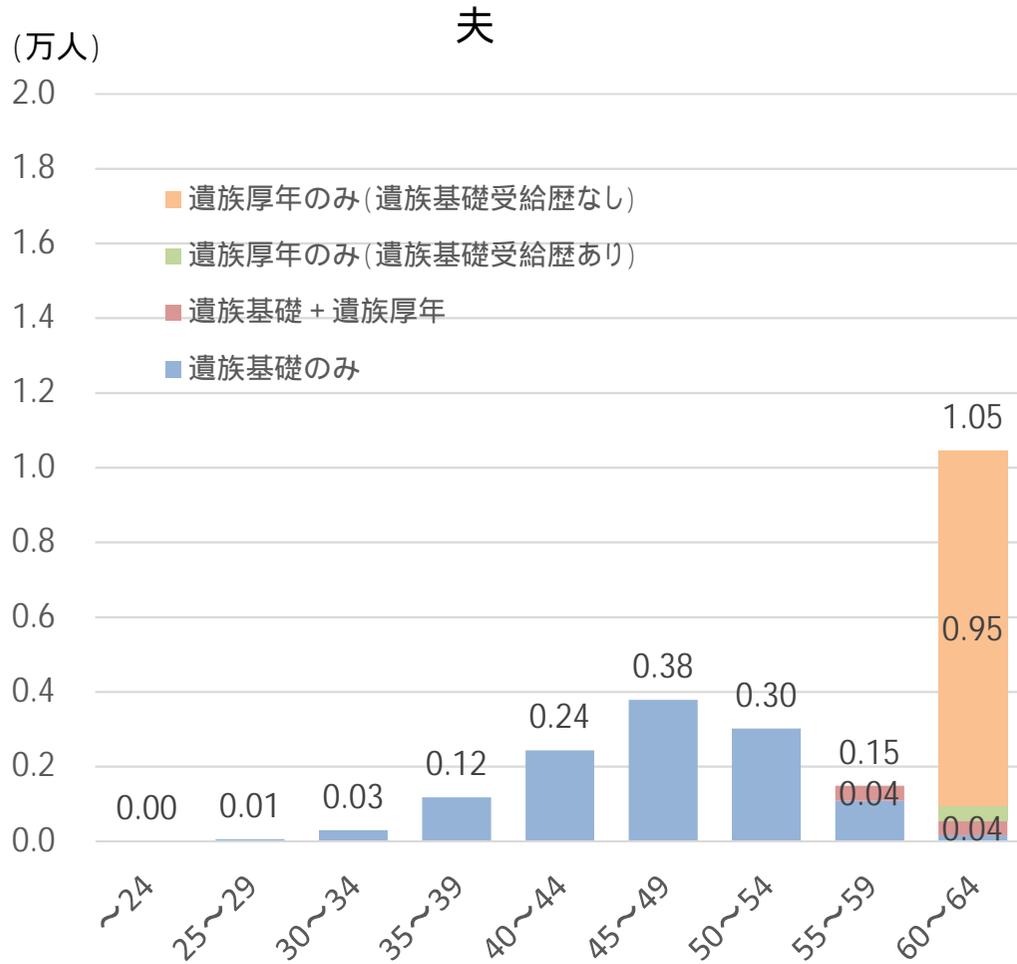
(注2) 端数処理の関係で合計が一致しない部分がある。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

性・年齢階級別 遺族年金受給者数(配偶者・65歳未満)(令和2年度末時点)

配偶者に係る新法遺族年金受給者(65歳未満・共済組合を除く)について、性・年齢階級別にみると、遺族基礎年金については、夫、妻ともに45～49歳をピークとした山型になっている。

中高齢寡婦加算(29.6万人)については、年齢が高いほど受給者数は増加し、60～64歳が全体の半数以上を占めている。



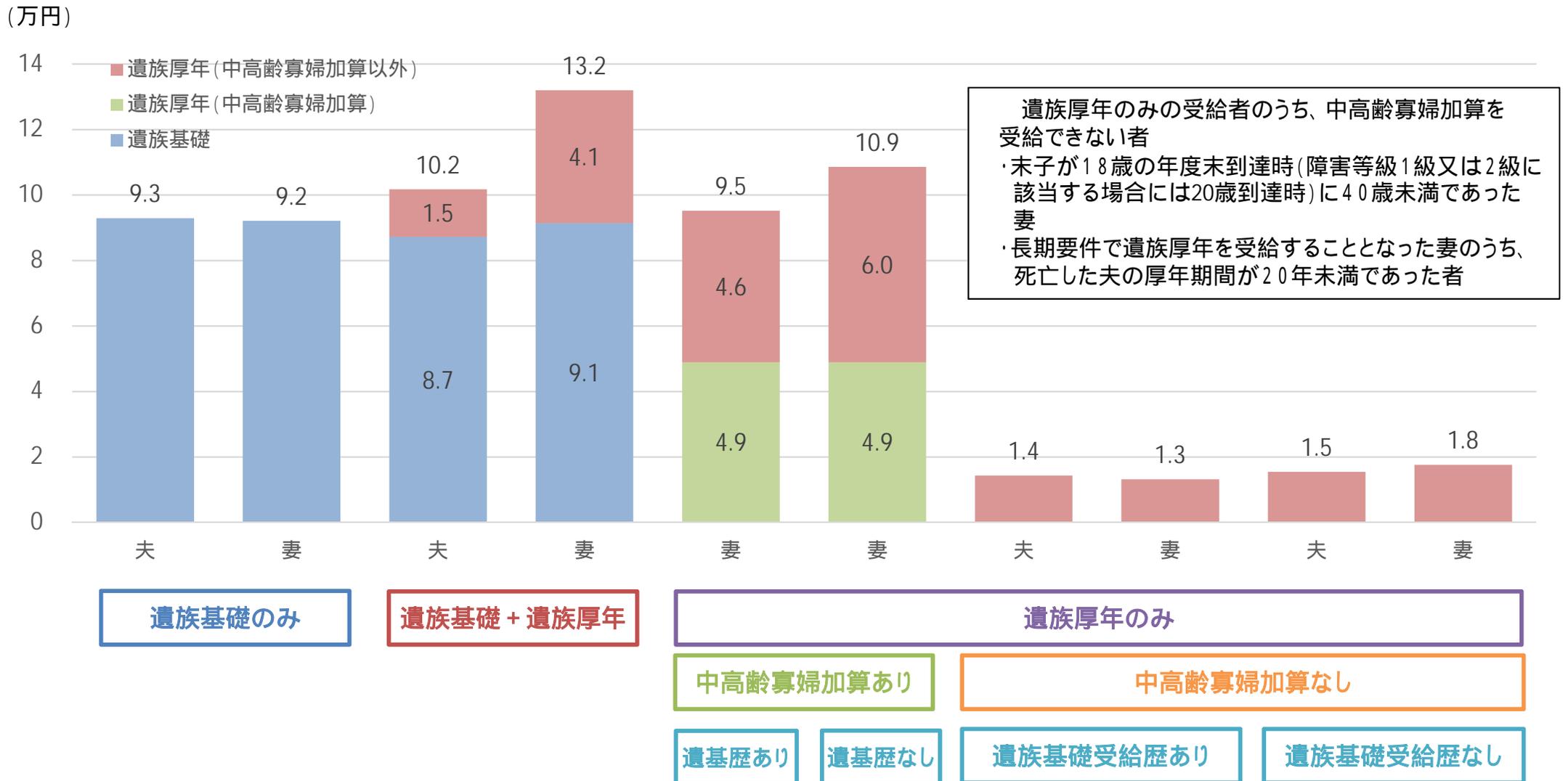
(注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

性・遺族年金支給状況別 平均年金月額(配偶者・65歳未満)(令和2年度末時点)

遺族年金支給状況別に平均年金月額をみると、遺族基礎年金については、夫と妻で大きな差がない。
 遺族基礎年金の受給歴の有無別に遺族厚年の額を比較すると、遺族基礎受給歴なしの方が年金額は高い傾向にある。



(注) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

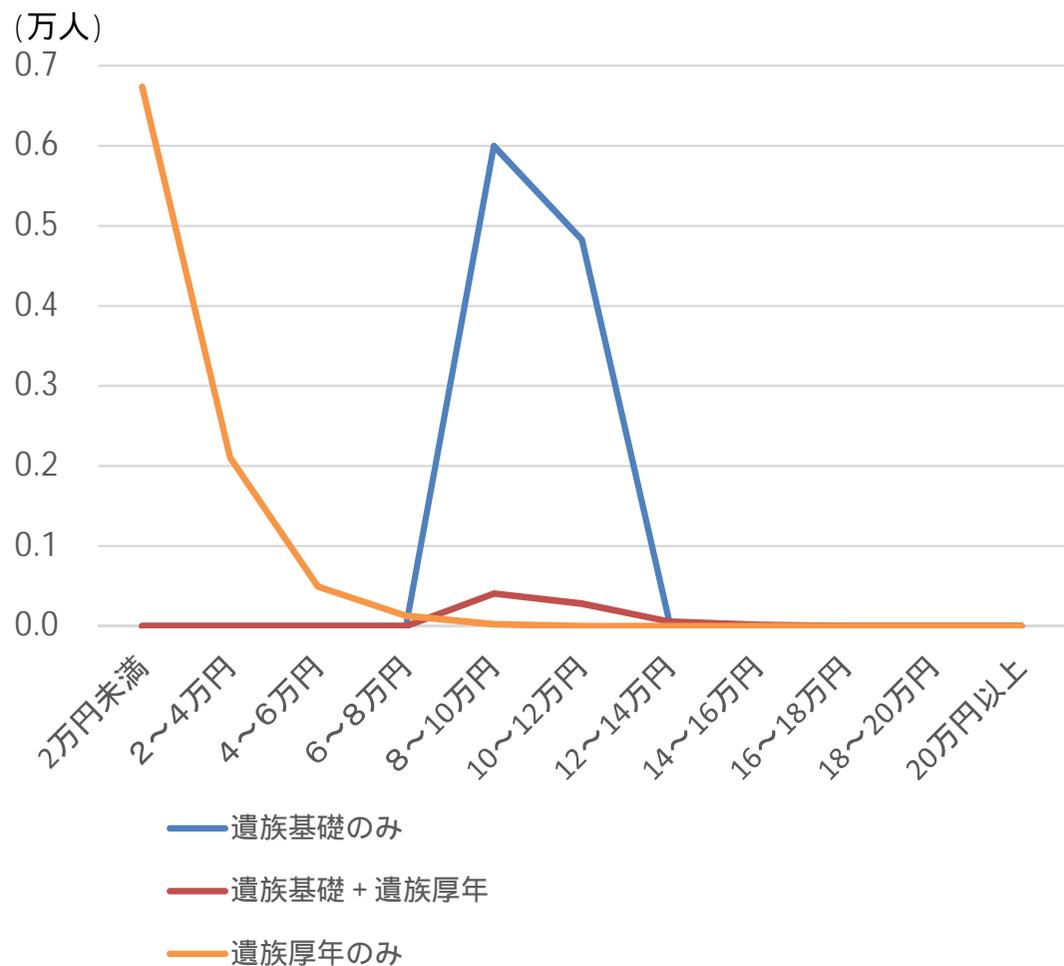
(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)

性・年金額階級・遺族年金支給状況別 受給者数(配偶者・65歳未満)(令和2年度末時点)

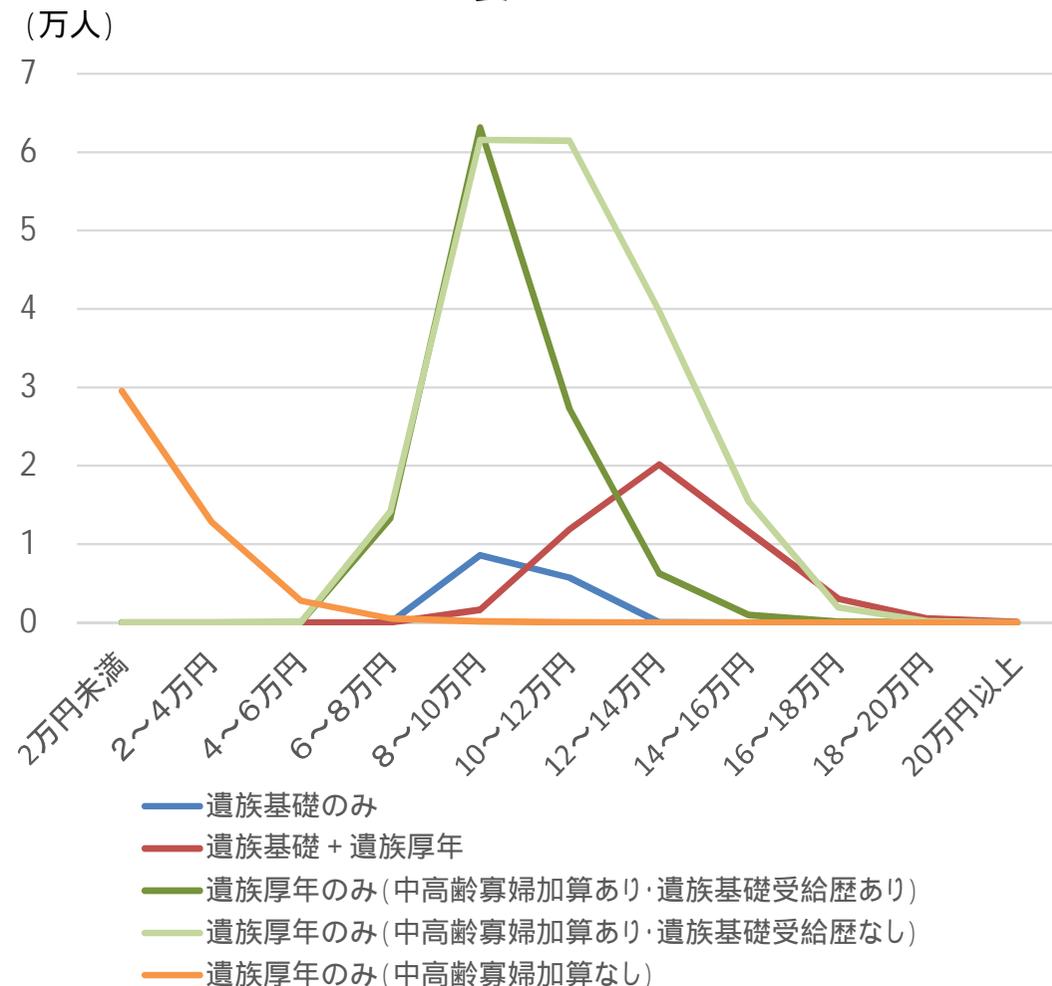
配偶者に係る新法遺族年金支給額(65歳未満・共済組合を除く)の年金額の分布をみると、夫婦ともに、遺族基礎のみに
ついては8~10万円をピークとした山型、遺族厚年のみ(妻については中高齢寡婦加算なし)については、年金額が増加する
に伴い、対象者数が減少する傾向にある。

妻については、遺族厚年のみ(中高齢寡婦加算あり)の受給者が最も多く、8~12万円をピークとした山型となっている。

夫



妻



(注) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

(資料) 年金局数理課調べ(令和2年度末時点)